

出生と帰属

——コンスタン『我が人生』⁽¹⁾をめぐって——

大野 英 二 郎

人は自己の出生をどの様に物語るものであろうか。

たとえばルソーは『告白』において、その未曾有の企図を高らかに宣した後、

「私は一七一二年、ジュネーブで、市民イザク・ルソーと市民シュザヌ・ベルナールの間に生まれた」⁽²⁾

と記す。この簡潔さは、自我という世界の起源に溯る点において、神話的莊嚴さを含み、少しく創世記の記述に似る。しかし父母の存在を社会的次元で並記説明する点においては、何より自己の置かれた世俗的位置を表わしており、その故に戸籍原簿に似かよるともいえようか。実際、自伝冒頭で出生証明そのものを引用する例も決して稀ではない。シャトブリアンは、自分の教区簿冊を書き写す。

「フランソワ・ルネ・ド・シャトブリアンは、ルネ・ド・シャブリアンとその配偶者ポーリヌ・ジャンヌ・シュザヌ・ド・ブデの息子として一七六八年九月四日出生、翌日受洗」⁽³⁾

自己がまだ何者でもなく、何の記憶も届かぬ時代を語る時、その記述は主観的要素の介入を許さず、より客観的、一般的なものになる傾向があるのであろうか。アレクサンドル・ド・テイリーは自己の出生を、読者に対してきわめて

平易に地理的に示して見せさえする。

「私は一七六四年、とある地方都市で生まれた。そこで作られる蠟燭の美しさはフランス中に名高い。美食家達がその地の雌鶏をことさらに賞味すると付け加えれば、メーヌ地方は旧都ルマンでの出生が明らかになるう」⁽⁴⁾ としておもむろに父親、それから母親についての説明へと入って行く。

勿論すべての自伝にこの様な両親についての記述の均衡、自己の帰属の社会的、地理的拮据りの中での位置づけ、一般化の傾向が明らかな訳ではない。⁽⁵⁾ しかしながら作品の成立というものが一種の再生産に他ならず、作品とは常に時代における期待の地平に位置づけられるとするならば、バンジャマン・コンスタンの自伝、『我が人生』の冒頭の一節はやはり奇妙な逸脱、偏りを示しているかに思われる。

「私は一七六七年十月二五日、スイス、ローザンヌで、宗教的理由からヴォー地方に亡命したフランス旧家の出身であるアンリエット・ド・シャンドューと、オランダ軍麾下スイス連隊大佐ジュスト・コンスタン・ド・レベクの間にも生まれた。母は私の誕生の七日後、産褥で死亡した。」⁽⁶⁾

両親についての説明を並置するという点に限れば、先に挙げた例と相違するところはない。しかし、コンスタンは母親からその記述を始めていること、⁽⁷⁾ 母親についてはその出自を言及しておきながら、父親についてはそれが欠けていること、さらには前者については家系という過去に溯行する説明であるのに対し、後者については単にその役職という、むしろ当時の地位が示されていることなど、その非対称性は明らかであろう。コンスタンは文体について決して無自覚ではなく、図式的な表現や紋切型の空虚を難じており、⁽⁸⁾ それ故に安易な対句的表現を嫌ったとも考えられるが、しかし何故彼はここでこの様な一見偏頗な表現を用いたか、その内容に即した具体的な理由もまたあるに違いない。つまり自伝作者にとって、父母の存在の間には何らかの価値の相違、社会的次元における位置づけの質的な相違があるといいかえることも出来る。それは一体いかなる事情に由来したものであろうか。

かかる疑問に対しては、ただちに次の様な立論がありえるだろう。すなわち精神分析的立場から、母親の早逝の事実がコンスタンに、その死を惹起した加害者としての罪の意識と、母親によって捨てられたという被害者意識の二つの面を持つ精神的傷痕を残して、失われた母親へのいわゆる固着となつて、それが母親についての記述を先行させたのだと。あるいは、そもそも亡母についてその現在を語ることは不可能なのであつて、過去以外の何を語りえようかと。

しかしながら先に挙げたルソーもシャトブリアンもまたド・テイリーも出生の直後に母親を失っていたのだった。各々の存在の始源に位置するこの事実が彼らの人生に大きな影響を与えたことはいまさら説明するまでもない。つまり各々の記述の中には正に万感がこめられているのである。だが彼らはいずれも禁欲的な簡潔さと対称的な形式の中に踏み止まったのであつた。したがつてコンスタンの自伝における記述の非対称性を母の逝去にのみ帰することは性に過ぎるといえよう。

また作品が執筆されたと推定される一八一一年ないし一八一二年とは、コンスタンと父親の関係が決定的に悪化した時期、あるいはその直後であつた。⁽⁴⁾ 殆ど人格的に破産していた父ジュストと子バンジャマンの間には既に長い葛藤の歴史があつたが、財産問題を契機として父が子を狂的なまでに中傷、攻撃して訴訟するという事態に立ち至つたのである。それ故この父との諍いが自伝作者として父親に言及することを躊躇させたとも考えられよう。けれども作品の内容が他ならぬ父親との関係を中心に展開されていることから、この考え方は受け入れ難い。

そもそも『我が人生』とは、父親との葛藤を通じて成長する息子の物語であり、父親の強い影響下に教育されていた息子が、やがてその束縛に耐えず英国へと出奔し、冒険を重ねて、父親のもとに戻るまでがおよその内容である。物語のダイナミズムは息子の父親に対する畏怖に委ねられていて、主人公が父親の散文的な日常に出会い、素然とすると、作品は緊張を失つて中絶されてしまうのである。しかしながら作品のすべてを、この表面に現れた父子関係に、あるいはその根底に存在するに違いない、満たされることなく永遠に失われた母子関係にのみ還元してしまつては、

作品の持つ複雑さを、あるいは豊かさを減じて、今となつては陳腐ともいえる図式に封じ込めることになるであろう。たとえばこの『我が人生』と、コンスタンが後年執筆した自伝的覚え書『断片』⁽⁴³⁾とを比較すれば、作者の過去についての異なる叙述の存在が明らかになる。それは翻つて二つのテキストにおける作者の現在をあらわにすることでもある。

『我が人生』において、物語られる往時の体験から二五年を隔てた作者コンスタンとは、当然早熟でペシミスティックで父親の存在に競々とするだけの少年ではありえず、一個の社会的存在となつていた。たとえナポレオンの力によつてドイツへと退けられていたにしても、彼は既にフランスの政治状況に参加し、深く関与していた。それ故にこそ、ナポレオンが没落するや、彼は政治活動を再開しパリに戻つたのであった。コンスタンの意識が社会的に開かれたものであったことには疑う余地がないであろう。したがつて『我が人生』のテキストを、この作者及び話者としてのコンスタンの一八一一年ないし一二年の社会意識の顕現という観点から読み解いていくことが許されるであろう。

さてコンスタンの自伝において、父母の記述に不均衡が観察されるならば、社会的次元でいくつかの解釈の可能性が考えられる。

まずコンスタンの社会的意識にとつては、母親の家系の方が、父親のそれよりも優先されるべき、あるいは少くとも書き易いことであつたといえるかもしれない。確かに母方のド・シャンデュー家とはローザンヌにおけるかくれもない名門であつた⁽⁴³⁾。しかもコンスタンの名、バンジャマン・アンリが母親アンリエットと母方の祖父バンジャマンの名をとつたものであること⁽⁴⁴⁾や、早逝した母に代つて叔母のナソーが彼に濃やかな愛情を注いだことなどから、彼をとりまいた家庭環境とはいわば女系家族であつたと判断される。それ故、この母方親族の位置と関係が自伝冒頭に表わされたと考えることも出来るだろう。

けれども母方親族との関係が、父方親族との関係を排除した訳ではなかつた。作品中にあらわれる従弟を始めとして、コンスタンの実人生においては、父方縁戚との交際が、様々な問題を孕みつつも、途絶えることなく続いていた。

しかもコンスタン家の格は、ド・シャンデュー家に比べて決して劣るものではなく、男爵の家柄であった。先の引用文中で、バンジャマンが自分自身には用いることのなかったド・レベクという貴族としての姓を父の名に冠していることは、彼が父方の家系を少くとも歴史的経緯の中で貴族として認識していたことを示しているだろう。なお彼が生涯その名を簡略にコンスタンのみに限ったのは、おそらくそのリベラルな政治思想の反映であったろうし、ドイツなどの逗留先や、王政復古期においては爵位のもつ社会的影響力を旧弊な風習として揶揄するであろう。もともと一八世紀中葉にはコンスタン・ド・レベク家の正統性について異議の申し立てがなされていた。¹⁶コンスタンとド・レベクの関係の实在が疑問視されたのではあるが、一七六五年にローザンヌで公的証明がなされ、一応の決着を見ていたのではあった。¹⁷この問題がコンスタンの意識に微妙な影を落としたということもありえよう。だがそれはコンスタン家の出自、とりわけフランスから亡命者としてスイスに居住することになった歴史を語らぬ理由にはならないであろう。甚だ興味深いことに、一八一〇年ないし一八一一年にコンスタンが書いたと推定される『世界人名大事典』中の父方の曾祖父についての項目では、この父系の歴史に関して明らかに過ぎる程の説明が下されている。

「コンスタン・ド・レベク（ダヴィド）、ジュネーブ市民、亡命せるフランス人家系の出身、一六三八年出生」¹⁸

自伝の中では記されなかったコンスタンの父母の家系というディプティックの残る一面がここにあるのだ。この原稿は一八一三年に出版者のミシヨールに送付されるまでコンスタンの手元にあったのだから、自伝成立の年代が正確には特定出来ないにしても、¹⁹記事の執筆時期は自伝のそれと重なり合うといえよう。彼は従妹ロザリーへの手紙の中で、この項目に込める思い入れの深さと、刊行への期待を物語ってもいる。²⁰なおコンスタンは同事典の中で歴代の神聖ローマ帝国皇帝を中心に一三項目を執筆しており、出版者の側が彼をどの様に位置づけていたか、さらにはその期待に応じた彼が父祖についての項目を執筆しえていかなる満足を味わったかが想像できる。しかしながらダヴィッドは実はローザンヌの生まれであって、ドイツ、オランダ、フランス、ジュネーブで学業を修め、一六六〇年にローザンヌ

に戻ると聖職者になって、六三年より七四年まではコペで牧師、以後はローザンヌのコレージュやアカデミーなどで要職につき、一七七三年に没したのだった。²¹ 後で触れる様に彼は法的権利としてのジュネーブ市民権を保持していたと覚しいが、しかしそれにしても彼をジュネーブ市民とのみ説明して、ローザンヌにおける長い経歴に全く言及しないのは、記述が明確簡潔なものであるだけに、筆者の意図的な操作を感じずにはいられない。

つまりこの事典項目の存在はコンスタンが父系親族の歴史に並々ならぬ関心を抱いていたことを明らかにするのだが、『我が人生』の一節との比較は、この同じ事柄に対して、対照的な二つの、不自然というべき態度を浮かび上らせる。それはコンスタンが自己の帰属について屈折した感情を抱いていたことを示すものである。しかし彼は何故この時期、この様な二つの異なる記述を残したのであるか。答はコンスタンが終生悩まされ続けた自身の国籍問題の中にあるかと思われる。

コンスタンは一七九五年五月フランス政界に論客として登場するのであるが、翌年にはその国籍をめぐる非難に逢着していた。彼と立場を同じくし、政界進出にあたっては後楯ともなったスタール夫人もまたスイス出身であり、さらにスウェーデン人との結婚という事情も加わって、フランス社会からは外国人として疎外され続けたのではあるが、²² この国籍問題とは単なる法律上の係争ではなく、自由主義的立場を鮮明にした両者に対する政治的攻撃の口実であったと考えるべきであろう。つまりコンスタンの政治的立場に反対する右翼勢力が、当時の諸法律の不明なことを利用して、彼の国籍という弱点を衝いて攻撃したのが事の発端であり、コンスタンの立場は終始防衛的なものであった。²³ したがってギユマンの様にこの問題をコンスタンの卑俗な立身出世主義の結果と断ずるのは、原因と結果を転倒した謬見といわねばならない。²⁴

しかしながらコンスタンの家系が法的にフランス国籍を持つものであったかは、時代各々の法律に照らすと明確さを欠くものであったこともまた事実であろう。コンスタン家がいわば民族的にフランス人であったことに間違いはな

いが、後にその一つ一つが問題とされていく様に、第一に亡命前にコンスタンの父祖が居住していたアルトワ地方は当時フランス領ではなくスペイン領であったし、第二にはスイス亡命の理由が必ずしも宗教的なものではなく、第三には亡命後コンスタン一族は主としてローザンヌに居住したのであり、第四にはバンジャマン自身、法律が定義しようとした在外フランス人の条件のいくつかに適合せぬように見えた。そしてこの問題の紛糾、進展に応じ、コンスタンはいくつかの、少くとも表面的には異なる説明を自己の出自について与えることを余儀なくされるのであった。

コンスタンに対する非難が始まるのは、スタール夫人のフランス領内への立入が禁止された後、いわばその身代りとして彼がパリに戻った一七九六年四月のことであった。この時点でかかる事態が出来したのは、フランス社会で反動勢力が一定の影響力を持つに至ったことを背景としているが、直接的には国籍に関する諸法が齟齬をきたしたことによる。すなわち革命政府の方針がきわめて寛大で、一七九〇年一月一五日の法律及び九一年憲法がかつて国外に亡命した新教徒の子孫を国民として迎え入れたばかりか、一七九二年八月二六日に立法議会で宣せられた様に、革命政体に賛同する者はこれを国民とみなすというものであったのに対し、共和国暦三年の憲法が、安易に過ぎた外国人のフランス流入に歯止めをかけるべく、在外の宗教的難民の扱いには全く触れず、外国人の国籍取得のために、国内での最低七年間の継続的居住、直接税の納付、一定資産の保有、フランス人との婚姻などの細かい条件を示して、それに基づいて一連の政令も定められたのであった。新憲法が九一年憲法を否定するものであったとして、果して新憲法の規定が、かつてはフランス国民であった亡命新教徒に適用されるかどうかは必ずしも明らかではない。コンスタンに反対する陣営はこの点を突いて、彼を外国人と呼び、フランス政界から排除しようとするのである。

これに対して一七九六年七月コンスタンは市民権復権の請願を総裁政府に提出する。それは父親が既にフランス国籍を取得していること、父方の家系は亡命せる新教徒に他ならぬこと、自己の政治信条がフランスの新政体を全面的に支持するものであることなど、主として九二年までの諸法律あるいはその精神を援用して権利回復の妥当性を訴え

たものであった。彼はこの請願の趣旨を『モニトゥール』誌に発表しさえする。けれども請願は、彼の継続的な国内居住との関わりで判断を保留され、五百人委員会へと再提出されることになるのだった。それ故彼を外国人と非難する声もまた終熄することなく繰返されるのであった。

コンスタンも自身が開陳する議論のみで、彼に対する攻撃を鎮静化するのに十分であるとは考えていなかった様に見受けられる。

「親愛なる叔父上様、父も僕と同じ様に、僕をフランス人として認めさせる大切さを感じており、お手持ちの家族の一件書類の抜粋をお作り頂く様にと僕に申しております。(……) 申し上げなくとも御察しのこととは存じますが、僕の計画は決して誰にも知られてはならないのです」

彼は秘密裡に家系を調べ、さらなる非難に備えていたのだった。そして一七九七年三月三〇日の日付で発表される『政治的反動について』と題された論文の序文で、

「私は決して外国人ではない。フランス出身の、宗教的理由から祖国を追われた家族の子孫であって、それが可能となるや直ちに祖国に戻って来たのである。」

と自分がフランス人たることを公に宣言することになる。先に『モニトゥール』誌に発表した論文が一般論であったのに対し、ここでは彼一個人の問題が社会的次元へと引出されるのである。

以後国籍問題に関して展開されるコンスタンの対応は、公にはまず亡命新教徒の子孫として復権の必要性と合法性を主張しつつ、密かに、単なる外国人とみなされた場合を想定し、国籍取得を可能とする諸資格を手に入れようとしていたかに見える。つまり既に九五年に開始したフランス領内での不動産購入を進め、納税の実績を重ね、居住期間の延長を図り、地方レベルでの公職につくなど、フランス国内での活動を既成事実化することによって、いわばなくずしに市民権取得をもくろむのである。ただし一七九七年三月に選任されたパリ近郊のリュザルシュの市長代理の

職は、国籍をもたぬ不資格者として七月にそれを失ない、フリユクティドールのクーデタの功賞として十一月に総裁政府によって同地の長に任命されるのであった。云いかえると総裁政府もまたなしくずしにコンスタンの市民権を承認する形を取ろうとしたのである。しかしこの様に実質的に市民権を享受しえたとしても、それが正規の手続きを踏んだ決定でない以上彼にはなお危ういものと思われたに違いない。

一七九八年三月一四日にコンスタンは法務大臣からフランス国籍の証明の得、同二一日には選挙人に選定される。だがこの決定もまた彼を外国人と難ずる運動を惹起するであろう。⁶⁰それは左右勢力の対立の激しさと、その口実に用いられたフランス社会の、とりわけ保守層が示し続けた、外国人に対する拒否の反応を示している。コンスタンはやがて「外国人」という言葉がいかに超越しがたいものであるかと嘆くことになるであろう。⁶¹

しかしながら一七九八年四月一五日ジュネーブがフランスによって占領され、レマン県として併合されると、コンスタンの戦略はこの新たな事態をいれて変化を生じる。九九年一月二六日彼はジュネーブ市当局から次の様な証明を入手するのだ。

「コンスタン家はジュネーブの出身であり、提出された出生証明書類を確認の結果、上記バンジャマン・コンスタンがこの一族の直系の子孫であることは明らかであつて、故に彼がジュネーブの出身であることは完全に証明された」⁶²

コンスタン家が、今やフランス領内に組み込まれたジュネーブの出身であるならば、バンジャマン自身も自動的にフランスの市民権を獲得出来ることになる。勿論、この証明に基づいて展開される彼の論理は、政敵の攻撃をかわすべく現実的有効性を考慮して選択されたものに違いない。けれどもそれまでの亡命新教徒の子孫であるが故にフランス人であるという彼の主張は、このジュネーブの出身という新たな論点に、少くとも表面的にはすり変わってしまうのである。⁶⁴

コンスタンは、ジュネーブから正規の道筋をたどってフランス政界に送り出されるべく、九九年三月には早速選挙に出馬するのであった。これは直ちに所期の結果へとは至らないが、彼はリュザルシュでの職責を果たしつつも、ジュネーブからより確かな官職に選任されようと政府要人に様々な働きかけを続けていった。執政政府が成立すると彼は立法院に入るべくシエイエスに懇請の手紙を送る。その中で、

「今回の選挙からは、有資格者たるためには、県の行政官ないしは代表官であったことが必要とのこと。私はまずそれらの職に任命されるべく運動をしなければならぬと考えましたが、それは私が生まれ、ジュネーブのためにも大いに役立つはずのレマン県か、既に三年前から居を定め、市の行政官ともなっているセーヌ・エ・オワズ県であろうかと思えます。」⁶⁹

と、自己の出生をジュネーブを含むレマン県と説明する。繰返すまでもなく彼はローザンヌに生まれたのであり、ヴォー地方は九八年に成立したヘルヴェチア共和国のレマン州となっていた。方便とは云え、事実を歪曲するものであることは明らかであろう。

彼の奔走は実って九九年一二月二四日には法制審議院に、レマン県の出身として任命される。ただしこれとても直ちに、スイス人コンスタンを任命したのは憲法に違反するとの批判を惹起することになるのであった。

もともとコンスタンのために付け加えるならば、たとえベルン領内に位置したローザンヌの生まれであったとしても、それが市民権という法律的次元でジュネーブ市民であることを排除するものではなかった。一八〇〇年一月コンスタンはジュネーブ市当局にあてて、旧ジュネーブ共和国とベルン政府の二つの市民権の両立と、ジュネーブ領外での出生がジュネーブ市民たるの資格を損わぬものであることの証明を求め、八月には希望した文書を手中にしているからである。⁶⁹

これはフランスでの論議が、彼の主張の変化をとらえて、より厳格にローザンヌ出身のスイス人としてのコンスタ

ンを非難排斥する様に推移したことを反映するものであろう。対するにコンスタンもまた己の論理の強化の必要を認識していたに違いない。はたして彼は叔父に一種の口占をあわせることを依頼しているのである。

「もし偶然話が僕のこと及びことがあったとしたら、叔父上も、僕も、そして我々家の者は皆、完全に、そしてずっとジュネーブ市民であったことをお忘れ下さいませんよう。」⁸⁷⁾

この様にフランス国民として認知されようとするコンスタンの努力は、変転めまぐるしい時代の情勢の中で、孜孜として続けられたのであった。けれども一八〇二年一月、ボナパルトの圧力のもとに上院が行なった肅清によって政界を追われ、彼の政治活動そのものが続行不可能となることになって、すべては頓挫してしまふ。政治の埒外に置かれたコンスタンの国籍をあげつらう者もいなくなれば、彼の側からしてもそれを証明すべき切迫した必要も理由もなくなるのである。そしてこの政治的不遇は、一八一三年ライプツィヒの戦いによってナポレオン体制が崩壊し始めるまで、一一年間に及んだ。しかしながらコペ、パリ、ドイツを転々として生活することを余儀なくされつつも、コンスタンはその政治的関心を失った訳ではなかったし、フランスの政治動向を常に視野に入れていた。だからこそ一八一二年に旺盛な政治活動が再開されるのである。

以上が一八一〇年ないし一一年における『世界人名大事典』項目執筆の背景である。コンスタンが自己の帰属という問題にきわめて神経質であった理由も、曾祖父のダヴィッドとローザンヌの関係には触れずに、ただジュネーブ市民との言い切った理由もいまや明らかであろう。この事典項目とは、コンスタンが一七九六年以来展開して来た自身のフランス国籍の正当性の主張に沿い、それを裏打ちするものであったのだ。つまりコンスタン家がフランスからの亡命新教徒であったと一族の歴史を断定し、さらには一七九八年にレマン県としてフランスに併合されたジュネーブの市民であったという説明を加えることによって、バンジャマン自身にふりかかった国籍問題に二重の保障を提示するものであったのだ。事典項目は彼の家系のフランス国民たるを宣言する対社会的マニフェストとして位置づけるこ

とが出来てであろう。

問題の根深さと拡がりをおぼえればコンスタンの国籍に対する意識の屈折は、おそらく自伝においても同様で、基本的には同根の現象と考えることが出来よう。しかし何故彼は『我が人生』の中で、父の出自については奇妙な沈黙、あるいは韜晦を見せたのであろうか。

既に見た様に、コンスタンは政敵の執拗な攻撃に対して、反論を加え、その主張を公に明らかにしながら、一方では個人的にまた家族を通じて、家系についての資料を探し、自己の主張を補強してさらなる非難に備えていた。そして一七九九年彼はジュネーブで古文書を渉獵して先祖の動向を探るうちに、教会文書の中に新たな事実を発見していたのである。

「親愛なるロザリー、僕は今我々の祖先達にとり囲まれて滅茶苦茶に困惑しています。フランスを出てジュネーブに住み着くことになったと今まで考えられていた我々の先祖オギュスタンが、突然アウグステイノ・コンスタンテになってしまったのです。せめてフランス人であり続けて欲しいと願っても詮ないこと、もはや彼はアルプスの向う側の人であることをやめようとはしないのです。一五六〇年から一六一〇年に至るジュネーブのありとあらゆる公文書が競うように繰返すこの思ってもみなかった変身が一体何に由来したものなのか、叔父上にお尋ね願います。それから叔父上がジュネーブでの家系を確認すべくなされたことを、少し細かくお知らせ下さい。なお、僕のしているこの調査のことについては、誰にであれ決して口外なさいませんように。」⁶⁹

つまりコンスタン家とジュネーブの関係を確認したいという彼の期待とは裏腹に、アルトワからジュネーブに移住したオギュスタンが、イタリア人居住区に生活し、イタリア人女性と結婚し、子供の出生をイタリア教会に届け、いわばジュネーブ在住のイタリア人、第三国に帰属する人間となっていたことを知るのである。彼がこの発見をどれ程深刻に受けとめたかは、従妹にその秘匿を頼んでいることから容易に推察出来る。コンスタンが一七九八年のフラン

スによるジュネーブの併合以来、自身のフランス市民権認知のための中心的論理として来た、父祖がジュネーブ市民であったという主張が大きく揺り動かされた訳であり、彼はこの時点から既に発表した対社会的な説明の他に、新たな論理を構築する必要に直面していたのだ。けれどもこの本意な発見が公にならない限り、彼は二つの論理を使い分けていかねばならない。

ところで一八一一年前後に話された『世界人名大事典』の項目と『我が人生』の間には、直接一般読者に宛てて書かれたテキストと、直ちに刊行せずおそらくはせいぜい内輪の発表しか意図していなかったテキストという基本的な性格の相違があるかに思われる。つまり事典項目が、コンスタンの既に公にした主張との間テキスト的な論理的整合性を求め、それを補強発展させるものであるのに対し、自伝は彼が隠し持つに至った新たな論理の必要を反映しているのではないだろうか。

それまでの政敵からの執拗な非難と、思いがけぬ父祖の歴史の発見を腹背に受けて、コンスタンが父系の出自について記述することを逡巡したのは当然のこととも云えるだろう。勿論自伝中の「オランダ軍麾下スイス連隊」⁶⁹といった表現やローザンヌについての言及が父親の、少くとも地理的な意味における、スイス出身を示さない訳ではない。それ故彼は父系の歴史を完全に隠蔽しようとしたのではないと云えるかもしれない。だが公の場ではあれ程力説する父系の出自を韜晦し、あまつさえ自己の帰属という点においては決して言及されたことがなく、さしたる重要性を感じていなかったかの母親の家系の記述を先行させたことから、その躊躇と困惑は明らかであろう。

加えて大佐という父親の肩書が時間的に見ると奇妙に中途半端なものであることが指摘出来る。つまりある人間の社会的地位を説明する場合、多くは叙述される時点、すなわちコンスタンの自伝についてならばその出生時、あるいは叙述している時点から行なうのが自然であろう。後者に関しては叙述される人物の生涯で最も意味のある地位を選びとることを含みうるであろう。けれども父ジュストはコンスタンの出生時には大尉でしかなく、また自伝執筆時

には大将となって既に退役していたのだった。ジュストが大佐の階級にあったのは一七七九年から八三年までの間に過ぎなかった。⁽⁴⁰⁾この大佐という記述は単なる作者の記憶の誤りとも考えられるが、少くとも事実の確認を怠ったという点において、記述内容に対する作者の関心の薄さ、消極的な態度が明らかになる。

したがって両親の記述の不均衡についてさらに踏み込んで考えれば、それは、父親が母親とは異なって、母親の様なスイスに居住する亡命新教徒ではないということを示そうとしたものといえるかもしれない。父ジュストは一七九一年一二月にドール市長への申し立てによってフランス国籍を取得していたからである。⁽⁴¹⁾そしてバンジャマンにとつては一七九六年の請願以来、父親のいわば先例にならうことは、市民権主張の三つの論点の一つであった。他の二つ、つまり亡命新教徒の家系であることも、まして自由主義的政治信条も事態の好転には役立たないのであれば、それらの点については沈黙を守る方が得策ではあるまいか。コンスタンにとってみれば、自伝冒頭で父方の家系をたどることとは、彼が十数年来悩まされ続けて来た問題の混迷に立ち戻ることに他ならなかったのだ。父親の家系を語らぬことは、母親のそれとの差異を強調し、結果として父親が既にフランス国籍を取得していることを示唆しうるかもしれない。すなわち自伝における父親の記述はその国籍についての一種の黙説法であって、それによって作者自身の帰属もまた自動的に承認されるであろうという認識、あるいは願望を表わすものであるだろう。故にジュストの肩書を大佐と記述した不可思議は、自分の生年における父親の国籍を隠し、後年の父親の国籍を出来るものならば利用したいという願望に根ざす、フロイトの術語にいう失錯行為ではなかったらうか。

実際、事典の項目の中では明言されるコンスタン家とジュネーブの結びつきも、自伝の中では否定的なものとして判断されている。それはブリュッセルにおける初恋の相手ジュアノ夫人の夫を物語る一節に観察出来る。

「きわめて卑しい性格と墮落した品行の男と結婚した彼女は、まずこの男に連れられてパリへと来た。彼は政権党の仕事につくと、外国人であるにもかかわらず、国民公会の議員となり、国王に死刑を宣告して、このあまりに

も有名な議会の最後まで卑劣でいかがわしい役割を演じ続けたのだ。⁽⁴²⁾

この甚だ批判的筆致で「外国人」として紹介されるジョゼフ・ジャン・ジュアノとは、しかしながらフランスから亡命した新教徒の子孫でジュネーブの生まれなのであった。⁽⁴³⁾ コンスタンが事典項目の中で強調しようとした自身の家系ときわめてよく似た境遇なのだが、それをこの自伝では、おそらく自虐的な皮肉を込めて、外国人と呼ぶのである。つまり自分がフランス人であることの立証に腐心せねばならず、とりわけ自伝執筆の時点ではフランス政界から疎外され、加えて自己の家系がジュネーブにおいても第三国に帰属していたことを知ったコンスタンにとっては、もはや信ずることの出来ぬ自己の主張と同じ境遇にあって、易々と困難を克服したジュアノは羨望の対象にかなりえず、その出自を外国人として難ぜざるをえないのである。

自伝の中で何度も用いられる「ヴォー地方 (Le pays de Vaud)」という表現もこの文脈に位置づけられる。コンスタンは自分のフランス市民権の正当性の根拠を次々と奪われて行ったが、それは彼にとっては自己の周縁性を思い知ることに他ならず、自己の故郷たるローザンヌに対する屈折した感情にも結びつくものでもあったのだ。この名称は今日でこそ一般的な地方の一つを意味するものとして定着しているが、一九世紀初頭においては地域の特殊性を明示する固有名詞に他ならなかった。つまり一八世紀のスイスとは連盟とは名ばかりの一三の州が相互に反目しあう状況にあって、ヴォーはベルン州に従属する地域として、主権を有する州より劣った位置にあったが故に「地方」の名が冠せられていた。⁽⁴⁴⁾ しかもドイツ語圏の州を中心に構成されたスイス連盟において、フランス語圏の地域は少数派でもあり、いずれもがドイツ語圏の州の支配下にあったのだから、スイス・ロマンド自体がスイスの中で低く弱い地位を占めていたのである。⁽⁴⁵⁾ だが一七九八年ヴォー地方は、フランス共和国の支援のもとに革命を成就し、ベルンとの関係を断絶、レマン共和国として独立を宣言する。その後スイスが「唯一不可分の共和国」に政体を変えたとレマン州となるが、一八〇三年にはナポレオンの調停条約によって成立したスイス連邦に主権を有する対等な一九州のうちの

一つ、ヴォー州として組込まれるであろう。勿論それは制度上の建前というべきであり、実際の政治は主要六州に牛耳られ、そして連邦はナポレオンの影響下にあった。この様な状況は、ナポレオンが没落し、ウィーン会議を経て、一八一五年連邦条約の調印によってスイスが平等な二二州から構成される中立国として再出発する時まで継続するのだった。

一八一一年の自伝執筆時には「ヴォー地方」という名称はとにかくも制度上歴史的なものとなっていたのである。作者は地理的呼称においても記述される時代のそれに従ったと考えることも出来ようが、しかし本来なら地方住民にとっては積年の怨みを晴らす筈の主権州に昇格した「ヴォー州」という当時の行政区分に全く触れないのは、やはり黙殺したというべきではないだろうか。たとえばコンスタンとほぼ同時代人ラルヴェリエル・レポ（一七五三—一八二四）はその回想録の中でスイス人の革命家ラルプを「ヴォー州市民」と呼んで憚らないであろう。⁶⁴一九世紀初頭ヴォーの名称に政治的立場は明瞭に反映していたのである。したがってコンスタンはこの屈辱的な過去を引摺る「ヴォー地方」の名称を使い続けることによって、ヴォーのベルンに対する従属、対立関係、スイス連盟とフランスの間で翻弄され続けた歴史をあえて強調しようとしたといえるのではないだろうか。それはヴォーのスイス連邦に対する新たな、そしておそらくは決定的な帰属関係を否認することであり、本来は不本意であった属州としての立場に固執することで、逆に実現されることなかった政治的可能性への未練を露わにするものではないだろうか。作者自身に即して云えば、既に歴史的なものとなっていた呼称を採用することにより、自己の帰属を過去の複雑な地政関係に位置づけ、むしろ曖昧にして、その結果自己により多くの将来的可能性を許したのだ。語り手であり作者であるコンスタンとは、いわばスイス連邦国民であってはならず、その未来は、旧来の桎梏を断ち切って、政治的社会的に開かれたものでなければならぬ。

同じ感情はヴォー地方の革命を語るところでも確認できる。若き主人公は、父親の影響もあり、ベルン政府に対す

る敵愾心に燃えてヴォー地方の解放を心に誓うのだが、語り手は次の様に続ける。

「その機会は一一年後にやって来た。しかしながら私は革命の何たるかをまのあたりにしていたし、正義の上に自由をうちたてるといふ方向においては無力な役者に過ぎなかつたので、スイスを革命することには慎重であつた。⁽⁴⁷⁾」

現実に出来した革命については消極的不同意を示して後年の政治的関心の転換が明らかになる。ヴォーにおける革命は、政体の改革の方法論的問題と、ごく個人的な彼のフランスでの体験とを理由として、否定的に評価されるのだ。

そこからは見事なまでにこの地方の自主独立という視点、いわば愛郷精神が欠落している。この特徴は作品冒頭で主人公のローザンヌ体験が全く語られぬこと、つまり彼の幼年期における黄金時代の欠如と呼応するものである。そしてこの生地との縁の稀薄さは、主人公の周囲の畸型ともいべき家庭環境と、ヨーロッパ各地を転々として続けた彼の教育によって増幅される。物語の中においてこれらは主人公の人格を形成する要因として、すなわち原因として説明されるが、見方を変えればそれらはすべて語り手である作者の側からの過去の解釈に他ならず、一つの世界観の表明、作者の現在というものの結果として考えることが出来るであろう。⁽⁴⁸⁾

したがって語り手の政治的関心は具体的な往年のスイスの情勢から、普遍的な問題へとそれて行く。語り手は父親のベルン政府との軋轢を徒勞と断じ、付和雷同した自己の不明を嗤いさえする。⁽⁴⁹⁾

「父も私も、ほぼ全ての古い政府が古いが故に穩健であり、全ての新しい政府が新しいが故に苛酷であることを、当時は知らなかつた。⁽⁵⁰⁾」

しかしながらこの一見普遍的な感想が、実はフランスの政治状況への関心に裏打ちされたものであることは、この引用文に続く一節からも理解されよう。

「しかしトルコや□□の様な絶対専制主義は例外である。というのもそこではすべてが一人の人間に従属して

いて、彼が権力に狂うと、新しさの不都合は制度の中にはなく、その人間の中にあるということになるからだ。⁶¹「トルコ」に続く箇所を空白としたことについては諸説あるが、⁶²その直前で古い体制と新しい体制を比較し、例としてまずトルコの名が挙げられているのだから、そこに新しい体制の例が入ると考えてしかるべきであろう。しかもその次の段落では自伝執筆当時の情勢の危うさに言及するのである。つまり語り手は往年のベルンの政治を批判しつつ、

「もし今日そんな意見の四半分でも口にすれば、一時間後には身の安全がどうなることやら。⁶³」

と記す。これが、スイスならぬ、フランスの状況を指すものであることは明らかであり、⁶⁴右の「トルコ」に続く部分でもフランスを名指そうとしていけば言い淀んだことが理解できる。だがそれは彼を追放してその言論と活動を封じ込めたナポレオンの専制に対する敵意と恐怖のためだけであつたのだろうか。

『我が人生』にあらわれる語り手の政治意識とはこの様に、語られる往年のスイスの政治から、反専制政治というイデオロギー的次元を通過して、フランスの政治状況へと向かう一種の求心性を明らかにする。しかし一八一一年におけるコンスタンの自己認識とは、政敵の非難にさらされ、ナポレオンによって追放されたことによって、フランスにおける周縁性が露わになり、その求心的な関心は決して実現されることなく、自身の疎外を痛感していたに違いない。さりとしてローザンヌに対しどれ程の関心も紐帯も確認できないとなれば、彼は自己の二重の周縁性を生きなければならなかった。過去のスイスの政治状況をめぐるコンスタンの回想が政治思想めいた抽象的、一般的論調へと進み、そこでフランスの名を前にして逡巡したのは、二つの周縁性を生きざるをえなかった彼の満たされぬ帰属意識のためであつたともいえようか。それは後年のフランスにおけるコンスタンの自由主義論客としての身の処し方と、さらにはその自由主義的思想自体を示すものでもあろう。

なおコンスタンの国籍問題について後日譚を付け加えておこう。ナポレオンの没落によって彼はフランス政界への

復帰を果たし、幾度かの浮沈を経て、下院に議席を得、旺盛な活動を展開して行くのではあったが、一八二四年にまたぞろ彼を外国人として排撃する運動が起こされる。右派陣営が、コンスタンの家系を入念に調査し、オギュスタン・コンスタンの生地が当時フランス領ではなかったこと、またその亡命の理由が政治的なものであって、宗教的なものではなかったことなどを指摘する。コンスタンがその一々に反論したことは云うまでもないが、やがて議会内に委員会が設けられて調査に乗り出すことになる。そして攻撃側の主張をほぼ全面的に認めた上で、コンスタンの父ジュストのフランス国籍取得をも無効とするのだった。しかしながらコンスタンの母方ド・シャンデュー家についてはこれを正統的なフランスの亡命教徒の家系と認めて委員会の報告とし、全体の議決によって辛くもコンスタンのフランス国籍が正式に承認されたのであった。この決着自体便宜的な臭いがしないでもないが、しかし問題はその発端から、終始きわめて政治的なものだった。事態の紛糾に終止符が打たれたことは、そのまま一八二四年という時点でのコンスタンの政治的地位の高さと重みを示すものでもあろう。

けれども『我が人生』を振り返って見れば、母親の出自はその冒頭に、作者の味わっていたに違いない政治的屈託とは無縁に、いわば無関心でいられる程に当り前の事実として記述されていたのだった。少くとも自己の帰属という文脈においては凡庸で顧みられなかった事実が結局最も大きな力を持ったことに、もはや余命幾何もなかったコンスタンは果して如何なる感慨を抱いたのであろうか。

注

(1) この作品は従来『赤い手帖』という名で流布してきた。それは初版刊行者シャルロット・ド・コンスタンが原稿の装幀にちなんだものであり、著者自身は『我が人生』と題していた。以来刊行された諸版には様々な問題があったが、一九八九年デルブイユの校訂によるオノレ・シャンピオン版は最も忠実に原稿の体裁を再現しているかに思われる。この版が原題『我が人生』を採用し、我々もこの版に依拠したので、旧題には愛着こそあれ、もはやこれを採用し続ける理由はないと判断した。

B. Constant, *Amélie et Germaine, Ma vie, Gécile*, éd. P. Delbouille, Honoré Champion, 1989 (désormais cité : *Ma*

- vie).
- (2) J.-J. Rousseau, *Oeuvres complètes*, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, t. 1, p. 6.
 - (3) Chateaubriand, *Mémoires d'outre-tombe*, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, t. 1, p. 17.
 - (4) Alexandre de Tilly, *Mémoires du comte Alexandre de Tilly*, Mercure de France, 1965, p. 44.
 - (5) たとえばスタンダールは内奥の感覚の記憶にしか頼らぬことを企てる。
Stendhal, *Oeuvres intimes*, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, t. 2, p. 550.
 - (6) *Ma vie*, p. 75.
 - (7) 先の例がいずれも父母の順で記述されているのは、自伝作者達の棲息した社会における男性の優位と、その延長としての家父長の位置を反映するものでもある。(J. Starobinski, *L'invention de la liberté*, Skira, 1964; F. Bluche, *La vie quotidienne de la noblesse française au XVIII^e siècle*, Hachette, 1973)。しかし当時のフランス社会すべてで父権が強力であった訳ではなく、地方や社会階層の別によって家族形態や相続慣行にはかなりの多様性が観察され、父親の社会的意味も一様ではなかった(Ph. Ariès, *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien régime*, Seuil, 1973; Ph. Ariès et G. Duby (éd), *Histoire de la vie privée*, Seuil, 1986. また邦語文献としては「二宮宏之編『家の歴史社会学』新評論、一九八三を参照した)。ただしコンスタンと他の自伝作者達各々をとりまく社会環境に本質的相違はなかったということができらるであろう。
 - (8) これが正しく出生時のものであるかは八九頁参照のこと。
 - (9) J. Starobinski, "Benjamin Constant et l'éloquence", in : *Benjamin Constant, Madame de Staël et le groupe de Coppet*, Institut Benjamin Constant, 1982, pp. 319-330.
 - (10) この視点からコンスタンの作品を論じたのは、H. Verhoeff, *Adolphe et Constant*, Klincksieck, 1976.
 - (11) コンスタン父子の葛藤は一八一二年二月一二日父ジュストが急死することで終止符が打たれる。作品の執筆時期については一八一一年の夏から秋にかけてと考えるアルフレッド・ルーランに代表される意見と、一八一一年秋から翌一二年冬にかけてとするクルト・クロクの意見がある。作品の成立は稿者の推すところ、父親の死と密接な関係があると思われるが、それについては稿を改めて論ずることにしたい。
- Cf. A. Roulin, "Notices et notes", in ; B. Constant, *Oeuvres*, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1965, p. 1420 ; K. Kloocke, *Benjamin Constant, une biographie intellectuelle*, Droz, 1984, p. 342.

- (2) P. Deguise, "Le carnet de Benjamin Constant", in ; *Revue de Paris*, août 1963, pp. 91-106.
- (3) W. de Sévery, *La vie de société dans le pays de Vaud à la fin du XVIII^e siècle*, Slatkine, 1978, t. 1.
- (4) G. Rudler, *La jeunesse de Benjamin Constant*, Armand Colin, 1909, p. 22.
- (5) たとえば一七九八年四月コンスタンは選挙区の人々に宛てた手紙で、「私は貴族ではありません。祖先が亡命した折にその身に何が起ったかよくは存じません。もし私の祖先が当時貴族であったとしてもフランスを離れることで貴族ではなくなったのです。」(H. Guillemin, *Benjamin Constant muscadin : 1795-1799*, Gallimard, 1958, p. 203.)と記す。いさゝか政治宣伝の臭いがしないでもないが、彼の姓の選択が明確な主体的意図に基づき、かつ政治的なものであったことが理解できるのではないだろうか。
- (9) P. Bastid, *Benjamin Constant et sa doctrine*, Armand Colin, 1966, t. 1, p. 17 ; P. Kohler, "Introduction", in ; Samuel de Constant, *Le mari sentimental*, Lettres de Lausanne, 1928, p. 53.
なおコンスタンの前半生については網羅的な研究を残したリヒトラーがこの問題に触れていないのは興味深い。それはリヒトラーがコンスタンの近親者に直接取材、資料協力を仰いだことに由来するものでもある。
- (1) P. Bastid, *op. cit.*, p. 17.
- (8) B. Constant, *Recueil d'articles 1795-1817*, éd. F. Harpaz, Droz, 1978, p. 135.
- (9) 注⑧参照
- (20) B. et R. Constant, *Correspondance 1786-1830*, Gallimard, 1955, p. 173 (Lettre CXXXI. 1er décembre 1812).
- (12) P. Bastid, *op. cit.*, t. 1, p. 19.
- (22) S. Balayé, "La nationalité de Mme de Staël", in : *Humanisme actif, Mélanges offerts à Julien Caen*, Hermann, 1968, pp. 73-85.
- (23) B. Jasinski, *L'engagement de Benjamin Constant*, Minard, 1971, chapitre VIII.
- (24) H. Guillemin, *op. cit.*
- (25) B. Jasinski, *op. cit.*, p. 234.
- (26) B. Constant, *Recueil d'articles*, pp. 38-41 (26 août 1796).
- (27) H. Guillemin, *op. cit.*, p. 120.

- (38) B. Constant, *Lettres de Benjamin Constant à sa famille*, éd. Menos, Savine, 1888, p. 145 (à Samuel de Constant, 11 juin 1796).
- (39) B. Constant, *De la force du gouvernement actuel (...), Des réactions politiques, Des effets de la terreur*, Flammarion, 1988, p. 93.
- (40) H. Guillemin, *op. cit.*, p. 198.
- (41) B. Constant, *Journal intime, Oeuvres*, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, p. 702 (le 11 juillet 1814);
- (42) つまり法務大臣の国籍認定とはジュネーブ併合という事態を反映したものである。P. Bastid, *op. cit.*, p. 145.
- (43) たとえばスタール夫人はジュネーブ出身の父ネッケルについて、「私の父はジュネーブ併合によって法的にフランス人となった。感情や性格においては常変わることなくフランス人であったのではあるが。」(M^{me} de Staël, *Considérations sur la Révolution française, Oeuvres complètes*, Treutel et Würtz, 1820, t. 13, p. 201) と記す。ネッケルが旧体制下財務総監の職にあったことは説明するまでもないが、この一文は当時のフランスにおける「亡命新教徒を含めた、外国人疎外の深刻さ」をジュネーブ出身者にとってフランスによる併合の意味したところを示すものである。
- (44) *Ibid.*, p. 276; V. Glachant, *Benjamin Constant sous l'oeil du guet*, Plon, 1906, p. 310. 傍点稿者。
- (45) P. Bastid, *op. cit.*, t. 1, p. 154.
- (46) B. Constant, *Lettres de B. Constant à sa famille*, p. 164 (à Samuel de Constant, 6 mars 1800).
- (47) B. et R. Constant, *Correspondance*, p. 20 (Lettre XV, janvier 1799).
- (48) 傍点は原文イタリック。すなわちコンスタン自身による強調を示す。
Ma vie, p. 75.
- (49) ジュネスト自筆の履歴書による。G. Rudler, *op. cit.*, p. 36.
- (50) ジュネストはフランスに帰化の後オランダの軍籍を離れなかった。
Ma vie, p. 87. 傍点稿者。
- (51) J. Mistler, "Notes du Cahier rouge", in ; B. Constant, *Journal intime*, Rocher, 1945, p. 51.
- (52) スイス史については左記のものを参照した。

- B. van Muyden, *Histoire de la Suisse*, Henri Mignot, 1899 ;
 P. Maillefer, *Histoire du canton de Vaud*, Payot, 1903 ;
 E. Chapuisat, *La Suisse et la révolution française*, Mont-blanc, 1945 ;
 G. Michaud, *Histoire de la Suisse*, Payot, 1947.
- (45) スイス・ロマンドと言われるフランス語圏のスイスとは当時ヴォー地方、ヌーシャテル公国、ジュネーブ共和国の他、ジュラ、ヴァレ、フリブールの三地方があった。ただし後の三つの地方はドイツ語を併用する地域でもあった。
- (46) Larevellière-Lépeaux, *Mémoires de Larevellière-Lépeaux*, 1895, t. II, p. 204, cité par M. Cl. Jegquier, "Frédéric-César Laharpe, Benjamin Constant et Mme de Staël face à la Suisse (1797-1814)", in ; *Revue historique vaudoise*, 1978, pp. 39-56.
- (47) *Ma vie*, p. 149.
- (48) コンスタンとローザンヌの結びつきの弱さについては、この地域自体が既に持っている特殊性とコンスタンの個人的境遇の二つに由来すると見ることが出来る。ローザンヌとは、ドイツ語圏地域を中心とするスイス連盟に対してのみならず、フランス語圏の中でフランスに対しても、いわば二重の周縁性を負っていた。さらに一八世紀におけるローザンヌではコスモポリタニズムが顕著であり、英独仏伊西露、様々な国の人士が集い来って、正に全欧州に開かれた都市でもあった。この様な風土は単に異文化を受容するだけに留まらず、上流子弟を勉学のため欧州各地に送り出す習慣とも結びついた。コンスタンの場合もこの例にもれないが、父親の奇矯な性格から、甚だ場当り的な指示によって欧州を転々としたのであった。さらに彼はフランスからの亡命者の家系に属していたから、ローザンヌに対する愛着が薄くなるのも不思議はなく、マレ・デュ・パンの「不本意ながらのコスモポリタン」という評言が当たっている。これらについてはスタール夫人との比較を含め左記のものが興味深い。
- Comtesse Jean de Pange, "Nationalisme et cosmopolitisme dans l'oeuvre de Mme de Staël" ; C. Pellegrini, "Cosmopolitisme et sentiment national dans quelques écrivains du groupe de Coppet" ; G.-P. Collet, "Cosmopolitisme et nationalisme chez Mme de Staël" ; H. Perrochon "Cosmopolitisme et littérature au XVIIIe siècle en Suisse française", in ; *Actes du VIe congrès de l'Association de littérature comparée*, Mouton, 1966, pp. 541-563.
- (49) 作中触れられている様に父親は、当時ベルン政府を嫌悪していたのみならず、後年このベルン政府との係争によって財産

地位を失い、それ故フランスへと移り住んだのであった。しかしこの様な事情もヴォーのベルンに対する反抗、革命を正当化しえないのである。ただしそこにはコンスタンの父親に対する複雑な思いが絡みついていることを付言しておきたい。

60 *Ibid.*, p. 148.

61 *Ibid.*

62 この空欄については、初版及びそれを踏襲したミストラの版では「ロシア」とされる(J. Mistler, *op. cit.*)のだが、ルーランは空白を尊重しつつ注で「フランス」の名を挙げている(A. Roulin, in: B. Constant, *Oeuvres*)。だがデルブレイユはパリから遠くドイツに居住していたコンスタンの草稿が現実にとの様な政治的問題を惹起しえたかと疑問を投げかけ、単に作者が適当な例を探しあぐねた結果だと推論する(P. Delbouille, in: B. Constant, *Ma vie*, p. 148)。しかしコンスタンがフランスに対し政治的関心を抱き続け、またその検閲を危惧していたことを考慮すれば、現実的な危険の可能性についてはおくとしても、彼が専制主義の例としてフランスの名を思い浮べぬ筈はない。しかも原稿は、さらなる推敲を予想した、浄書に近い体裁のものであった。そして空白として残されたのは原稿全体でただこの一ヶ所だけなのである。したがって作者がただ国名を思いつかなかつたためにだけ空白が残されたと考えるには無理があり、より強い心的機制が働いたと解釈すべきではあるまいか。

63 *Ma vie*, p. 149.

64 一八一〇年にはやはりパリを追われていたスタール夫人の『ドイツ論』が発行禁止の処分を受けていたし、ほぼ同じ状況下一八一二年六月にコンスタン自身も、「もし検閲の許可を受けたら、僕は自分の著作を刊行するでしょう。」(B. Constant et Mme de Staël, *Lettres à un ami, A la Baconnière*, 1949, p. 207)と記す。具体的な政治活動のみならず文筆活動においてもコンスタンにとってはフランスがその関心の場であったこと、またフランス国外にあっては時代の権力の動向に影響されざるをえなかったことが理解されよう。

65 このコンスタンの周縁性とは他ならぬスタール夫人によっても指摘されることになろう。「バンジャマン、あなたはフランス人ではないのです。あなたの子供の頃の思い出がすべてこの土地に結びついている訳ではないからです。そこからあなたと私の違いが生じるのです」(*Lettres de Mme de Staël à Benjamin Constant*, Kra, 1928, p. 65 (à Londres, 22 mars 1814))勿論これが法的な次元のものではなく、社会的、文化的な意識の上のものであることは明らかであろう。しかしそれだけにコンスタンはフランスにおける自己の疎外の根深さを思い知ったのではないだろうか。